

第 8 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録
会長 笹沼恭一は、令和3年2月12日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎4階中会議室に招集した。

出席委員（19名）

2番	高橋	基	3番	渡邊	隆文	4番	立原	清子
8番	一木	克昭	10番	安藏	久男	11番	皆川	重文
12番	浅井	紘一	13番	市村	正司	14番	吉澤	勇
15番	笹沼	恭一	16番	関	成一	17番	皆川	晃
18番	伊藤	明美	19番	軍地	美代	20番	高安	幸一
21番	園部	優	22番	大圖	金雄	23番	小島	雄一
24番	外岡	健寿						

欠席委員（4名）

1番	江橋	健男	5番	今関	征一	6番	深谷	泉
9番	雨谷	克己						

事務局

事務局長	横山	英雄	次長	吉川	正浩
次長補佐兼 調査広報係長	小野	克也	農地係長	谷津	知一
農地係	江幡	清美	農地係	小橋	央樹
農地係	塚田	一平			

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 保留分の再審議について
- 議案第5号 農地法第4条第8項の規定による協議について
- 議案第6号 土地現況証明願いに対する承認について
- 議案第7号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第8号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
- 議案第9号 農地法第3条第2項第5号下限面積の見直しについて

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第6号 農地改良協議に対する同意について

会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。小島委員が遅れておりまして、定刻までには間に合わないということでございますので、会長、開会のほうをお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

今回で第8回目の総会になるわけですけれども、7月、8月の2回だけは全員で総会ができました。9月からはA、B、C、の3つに分けた班から2班参集して開催しておりまして、私もずっと進行しており、今年に入りましてからは、私、A班ですので一度欠席となりましたけれども、本当にいつになったら全委員23名で総会ができるのかなと思っているところでもあります。また、推進委員についてもまだ顔を見ておりません。今年の7月頃には全員で顔を合わせることができるのかなと思っているところでもあります。また、茨城県も本日までのコロナウイルス感染者5,293名になっております。人口から見えますと、茨城県は11番目の人口を有しておりますが、緊急事態を受けまして、それが効をなしたのかなと思っているところでもあります。また、コロナ禍の中でいろんな検証も行われております。今朝の新聞にありましたが、アジアからアメリカ方面に向かうのを東航といいますね。そしてまたアメリカ、カナダからアジアに向けているのが西航ですね。その中で、今、農畜産物の動きが大幅にストップされており、さらにこれから小麦粉をはじめ畜産でいうならば牧草といったものの値が上がるんじゃないなということが懸念されております。その分、貿易のバランスということで、東からの工業製品などがアメリカやカナダに流れているわけですけれども、これらのものがコロナ禍の中で医者等の命に関わる人たちへ集まらないということが現状だそうです。

そういう状況で、今回8回の総会でありますけれども、今回は皆様方にご審議をしていただく中で農業委員会としての資質や在り方も問われるような案件もありますので、よろしくご審議をお願い申し上げまして、挨拶に替えさせていただきます。

議 長 それでは、ただいまから第8回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は19名、欠席委員は4名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任とのお声がございましたので、議長が指名することでご異

議 長 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

3番の渡邊隆文委員，そして14番の吉澤勇委員，よろしく願いいたします。

それでは初めに、議案の訂正がありますので、事務局から説明をさせます。

事務局 議案の訂正がございますので、お手元の「訂正表」と記載された用紙をご覧ください。

議案は議案書の2ページになります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可についての第9項で、最下段になります。

訂正箇所は地番及び面積です。申請地の一部ではなく、申請地の総面積で申請することで修正されたものであります。

訂正表の2ページ目をご覧ください。

議案は議案書の7ページになります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第15項で、最上段になります。

契約内容を区分地上権にて申請することへ修正されたものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第8回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が12件，農地法第4条の審議案件が2件，農地法第5条の審議案件が17件，土地現況証明が1件でございます。報告事項としまして，農地法第3条の3の届出が13件，農地法第4条の届出が6件，農地法第5条の届出が13件，制限除外の農地の移動届出が2件，農地改良協議が1件，登記官等からの地目確認照会が4件でございます。

審議案件，報告事項合わせまして71件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を16番の関成一委員，よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程します。
事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項のい
ずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討をした結果、法令に照らし許可相当と思われま
すので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第2項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項のい
ずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま
す。ご審議をよろしくお願
い
します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項のいづれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項のいづれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。

5番、今関委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21番、園部です。

この件に関しまして調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21番、園部です。

この件に関しまして調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

9番、雨谷委員の代理説明となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願

いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第15項は関連があるので、併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、契約内容は区分地上権の設定であります。賃借人は営農型太陽光発電設備の設置のために太陽光発電パネル部分に区分地上権を設定したい旨の申請でございます。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の第15項の説明でございますが、契約内容は区分地上権の設定でございます。賃借人は再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため、営農型太陽光発電設備を設置したい旨の申請でございます。

備考欄に記載のありますように、営農者である農業法人が圃を耕作するために利用権の設定申請中でございます。

申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により、一時転用として設置できるものとなっております。

なお、一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

6番、深谷委員の代理発言です。

この案件を調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

6番、深谷委員の代理発言です。

この件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

6番、深谷委員の代理発言です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 12 項を上程いたしますが、この案件は小島委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(小島雄一委員退席)

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番、外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

小島委員に着席を求めます。

(小島雄一委員着席)

それでは次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。

第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地

や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、転用期間は3年でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

9番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や高速道路に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 5 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 5 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから，農地区分は第 1 種農地と思料されますが，農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 6 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21番、園部です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番，吉澤です。

9 番，雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いします。

吉澤委員 14 番，吉澤です。

9 番，雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を申し上げます。

吉澤委員 14 番、吉澤です。

9 番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 14 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を申し上げます。

吉澤委員 14 番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第 16 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は土地改良区区域内農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

外岡委員 24 番、外岡です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますが、皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

大圖委員 22 番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 保留分の再審議についてを上程いたします。

第1項及び第2項は近接しているため、まとめて審議をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、第1項及び第2項はまとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項及び第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21番、園部です。

調査検討した結果、前例のないことではありますが、再保留が最も望ましいと思われれます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員からただいま再保留というような意見が出ましたけれども、このことについて、皆様のご意見をお願いいたします。

はい、浅井委員どうぞ。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件についてですが、先月保留になったわけですね。そういう点では再保留というのはあり得ないので、これは却下するか、それとも許可するかの判断だと思うんです。それで、農地法に照らして問題があるものでなければ、これを却下するという事は農業委員会ではできないと思います。ただ、地元の委員としては立場もあるし、納得いかない面もあるので、これは採決によって決め、議事録に採決の過程を明記して、採択で決めるべきだと思うんです。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま浅井委員から再保留はできないので、採決によって許可するか否か決定すべきというご意見が出ております。

ほかに皆様から意見を。

はい、皆川（晃）委員，どうぞ。

皆川（晃）委員 17 番，皆川です。

ただいま浅井委員からもご説明がありましたが、再保留ということは過去にもないという事例でもありますので、私は農地法に照らしまして許可相当が妥当ではないかなと思っております。

以上です。

議 長 ほかにご意見は。

はい、外岡委員，どうぞ。

外岡委員 24 番，外岡です。

本案件についての審議は非常に大事なことであろうかと思えます。そういった中で、これからもいろいろ問題が出てくることもあるかと思うので、事務局として法的な立場からこの件に関して説明をいただければと思っております。

議 長 それでは、最後に事務局から説明を求めますけれども、まず皆さんの意見を先に聞きたいと思えます。

はい、大圖委員，どうぞ。

大圖委員 22 番，大圖です。

今までも数多くの太陽光発電設置の許可をしまいいりましたけれども、その中で地域では、反対が出たこともありました。それでも地域と業者との話し合いを農業委員が間に入って進めながらやってきました。保留分の案件も農地法に照らして判断していくのが最もふさわしいのではないかと思います。

以上です。

議 長 それでは、園部委員。

園部委員 21 番，園部です。

まず、なぜ再保留にすべきか、という理由を述べさせていただきます。

これが農地法に照らしてどうか、皆さんの判断をお願いしたいと思います。対象地

周辺には道路側溝がなく、地形的条件から大雨の時の雨水の問題で、太陽光発電設備を設置することによって耕作できなくなる農地が出現すると思われます。耕作ができなくなる農地が出現するという点に関して皆さんのご意見をお願いしたいと思います。この地において、雨水対策・対応は、今の時点においてできません。もう一つ、農地転用許可した場合に、すぐに太陽光設置業者が農地転用されたことでそっちのほうに有利に動きます。そのときに、太陽光発電設備ができると、この地域を出ていくという地域住民がおられる現実があります。

さらに、採決の前に、これらのことについて農業委員会としての見解をお聞きしたいと思います。1番目、私が住んでいる藤井町は水害の常習地区であります。藤井坪の第1種農地において冠水した年を言います。昭和57年、昭和61年、平成3年、平成10年、平成11年、平成14年、平成23年、そして、一昨年令和元年、野菜類は全滅や壊滅的被害を受けました。ここ30年の間でかなり多くの冠水被害を受けています。申請地周辺の農地は水害の心配がなく、住宅と平地に囲まれているため、風害も軽いところでもあります。藤井町においては最も優良農地であります。

2番目、JA水戸ねぎ生産部会、これは、水戸市で唯一茨城県の銘柄産地指定を受けております。ネギの生産においてこの地における貢献度は大変大きく、ネギを生産している土地柄であります。この地区では、ネギを3月に定植できます。藤井坪では雨が降ると1週間ほど畑に入れないうえ、定植ができません。また、藤井十萬原においては強い風が吹くため、ネギは植えても土に埋まってしまいます。しかし、この地区は定植できる所です。ネギの栽培環境において大変有利な地区であります。3番目、この地区では水戸の柔甘ねぎGI（地理的表示保護制度）登録の発祥の地であります。これらに対する農業委員会の見解をお聞きしたいと思います。

議長 それでは、事務局長から、あくまでも農地法に照らした上での見解をお願いします。

事務局長 それでは、事務局からご説明をしたいと思います。

今回の総会に関しまして、先ほど複数の委員からの御意見がございましたとおり、あくまでも農地法に則って、今回の転用案件の筆に関して審議をしていただくこととなります。地元で園部委員自身がネギを栽培しており、大変ご活躍されているというのは十分承知しているところでございますが、今回の筆に関して、あくまでも農地法による農地転用の判断というのがこの総会では求められているということをご理解いただきたいと思います。

また、今回の転用事業者からの事業計画の中では、対象となる筆に関しまして、被害防除として雨水対策を行うことや、周辺農地への耕作者に対して、農耕車が通りや

すいように幅員を確保することがもりこまれており、そういうような対策を講じての申請内容でございます。このようなことからしますと、農地法に則った中では、許可相当と考えられる要因があるかと考えております。

それは農地法における判断基準についてでございますが、1つは立地基準があります。これは農地区分の第1種農地や第2種農地など、どの農地区分に該当するかということになりますが、今回の申請地は、第2種農地に該当するというところでございます。

また、一般基準に照らしてみますと、降雨により、土砂の流出等がないように被害防除対策が必要ですが、今回の事業計画の中では、申請地の周りに畦シートを巡らすということでございます。今までこのような対策というのは珍しい内容でございますが、畦シートを周囲に巡らすという対策の形での申請になってございます。

以上のように、農地法に照らしますと、法律的な判断ではございますが、許可相当になるのではないかなというふうには考えております。しかし、最終的な判断は各委員のご判断によるものでございますので、その辺を踏まえまして、ご審議いただければと思っております。

以上です。

議 長 ただいま事務局の法的な見解を述べてもらいました。この点についてはいかがでしょうか。

それでは、園部委員。

園部委員 21番、園部です。

今の見解の中には、農地として使用できなくなるということに対する答えが入っていません。申請地に太陽光発電設備ができると、雨水の行き場所がなくなり、北側の農地は農地として不適になります。これに対する見解をお願いします。

議 長 それでは、ただいま事務局の見解は何回言っても同じことだと思いますので、浅井委員から手が挙がりましたので、浅井委員どうぞ。

浅井委員 12番、浅井です。

ただいま、園部委員から色々意見が出されましたけれども、その問題について、農業委員会で答えられる問題ではないし、それらの意見があるからといえども、農地法に則つとらず反対するわけには、農業委員会はいかないんじゃないかというふうに思うんですね。農地法に問題がなければこれは採択するほかない。それで、地元としては不満だということになれば、これは地元として裁判をやるほかないと思うんです。

そして、ただ今園部委員が言われたことを裁判所がどう判断するかですね。裁判所の判断によって、それが不許可になるということはあると思うんです。これは裁判所の権限であり、農業委員会よりずっと権限は高いですから。ただ、農業委員会としては、そこまで判断するわけにはいきません。あくまでも農地法に照らして問題や違反がなければ、これは許可するほかないと思います。あるとすれば、農業委員会が裁判所に会長名で告訴するという以外にはないですよ。だけれども、それはできないんじゃないかなど。できるとすれば、地元の意見を裁判所に訴えて、許可はおかしいのではないかと訴えれば裁判所が農地法が悪いということで不許可にするということもあり得ると思うんですね。だから、農業委員会としては、採決によって賛成か、反対を決める以外にないと思います。そのように私はしてほしいと思います。

以上です。

議長 分かりました。浅井委員の意見も、1つの見方だと思います。今手を挙げた市村委員のお話もお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この間の運営委員会の後に、今の案件につきまして、5～6名で現地を見させていただきました。そのときに、園部委員も出席されまして、細かい説明をされました。話を聞いてきたところでございます。そういった中で、あそこは道路が本当に6尺か9尺の幅の本当に狭い道路であって、その道路沿いで太陽光発電設備を設置する業者がいるということで、現場を見てきたところでございます。

それで、園部委員の話を聞きますと、その設置者は、太陽光発電設備を道路の下でセットバックして設置すると聞いてきたところでございます。まずは、雨水の排水の問題ですね。やはり現地を見ますと、排水が悪ければ昔から1尺か2尺ぐらいの溝を掘って、排水しやすい形を作るなどしていたわけでありまして、申請地区では全然排水溝を作るような傾向が見られないんですよ。設置者がセットバックすると言っているんですから、園部委員を中心として地元の方と設置者と、もし設置する場合にはどのようにするかをいろいろ話し合っていけばいいと思います。私は農業委員会としては太陽光発電設備は許可せざるを得ないと思うわけでございます。園部委員に反対するわけではございませんがその点あしからずご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 そうですね。確かに前回の運営委員会の後に、役員はほとんどの方が現地を見ております。そのときに会長代理の皆川委員も当然行っておりますので、皆川委員からも、そのときに見て感じた事について報告をお願いします。

皆川（晃）委員 はい。それでは、私もその場へ同席をいたしました。園部委員は大分雨水に関してご心配しているということはよく分かりますが、設置者は、市村委員がおっしゃったように、道路からセットバックをして、周りに畦シートで囲む事業計画であり、申請地をコンクリート舗装をする計画ではなく、雨水は今と変わらず畑は土の状態であるので自然浸透するのではないかなというふうに私は感じて帰ってきました。複数の農業委員ともいろいろお話ししましたが、周りに迷惑をかけるようなことは生じないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

議 長 ただいま皆川委員からも、この前、現地を見たお話もいただきました。もちろん市村委員からも先ほどのような話がありました。

それでは、満場一致して決めるのが一番理想なんですけれども、なかなかそうもいきませんので、意見も伺いましたので、採決をとりたいと思います。

（「もう一言言わせてください」の声あり）

議 長 園部委員，簡潔にお願いします。

園部委員 すみません。申請地の太陽光発電設備の設置によって井戸水が使えなくなり、生活用水に井戸水を使っている方が使えなくなる恐れがあります。

以上です。

議 長 それでは、皆様のご意向をお伺いいたします。

採決をとってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、採決をとります。

それでは、許可相当に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議 長 結構です。

それでは、ただいまの結果でありますけれども、許可相当に賛成 17 名、反対 1 名です。したがって、賛成多数によりまして、許可と決定いたします。

次に、議案にはありませんが、先月、第 7 回総会で議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可についての議案第 7 号は審議保留となり、調査会を設置し、調査をしておりますので、調査会を代表して皆川会長代理から報告をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17 番，皆川です。

議案書には保留案件の記載はありませんが、第7回総会で審議保留となり、調査会を実施しましたので、調査会を代表して、私から報告させていただきます。

結果としまして、申請が令和3年1月25日に取り下げられたため、それに至る経緯を報告します。

調査は令和3年1月22日に行いました。メンバーは私皆川と中部地区対策班長の今関委員、飯富地区担当の園部委員、国田地区担当の高安委員、山根地区担当の吉澤委員の5名で行いました。

2か所の調査地がありましたので、順に説明していきます。

まず、1番目の調査地ですが、別紙地図をご覧になっていただければ分かると思いますが、位置図にあるAの場所です。現地は農地法第3条の許可前に農地改良協議の手續もなく、接する道路と同じ高さにする目的で30から50センチ程度の高さで土が入れてありました。土の一部は農地に適さないものと思われ、隣接する水路敷にも影響しておりました。また、別添の写真にあるようなものが持ち込まれておりました。

結論として、農地に適さない土は入れ替え、越境している部分は除去し、法面を適正に処理をさせることにし、農業に必要なものは撤去を求めました。

続いて、2番目の調査地です。地図にありますBの箇所です。

この土地は、令和2年11月に農地法第3条の許可を受けている農地であります。北側には国道と同じ高さまで土盛りされており、南側には芝が張られ、木柵で囲まれている状況でした。申請者は土盛りの上部にハウスを立て、鉢物栽培を行う計画で、洪水の被害に備えるために土盛りをしたとのことでした。この盛り土につきましては、農地改良協議の書類を提出させた上で盛り土の形状を適切に是正することを求めました。芝の部分にはねじ花を栽培し、出荷を計画しているとのことでした。その花は芝と共生が必要な花とのことあります。申請者とのやりとりにおいて、申請者は耕作目的であることは確認できました。

まとめますと、2か所の調査地の是正がされるにはしばらく時間を要することから、一旦申請を取り下げ、現地が適切な状態になったことが確認できたら、再度申請を受けることで申請者と調整しました。今、申し上げたことが調査会の顛末になりますので、ご報告とさせていただきます。

議 長 ありがとうございます。

何かご質問等はございますか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、次に進めます。

次に、議案第5号 農地法第4条第8項の規定による協議についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明を求めます。

事務局 まず、農地法第4条第8項による農地転用協議でございますが、水戸市などの自治体が学校などの施設を設置する際には、協議の成立をもって農地転用の許可があったものとみなされることとなっており、その協議がなされたものです。

協議内容ですが、笠原小学校区の児童数の急増に対応するため、校舎を増築したい旨の協議です。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

説明は以上になります。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし承認相当だと思います。よろしくお願いします。

議 長 関係委員から承認相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、協議成立と決定いたします。

次に、議案第6号 土地現況証明願いに対する承認についてを上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、別紙1をご覧ください。

議案第6号 土地現況証明願いに対する承認についてでございます。

第1項は、鯉淵町の畑、面積は665平方メートルの土地について、土地現況証明願いがあり、農業委員3名で現地調査をした結果、証明を可としたものでございます。

説明は以上であります。

議 長 事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中に外岡委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(外岡健寿委員退席)

それでは、事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第7号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、外岡委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画書の一覧の13ページに載せてございます。13ページの101番となります。こちらは田が再設定のみで、2,225平方メートル、設定期間5年間、設定者1名、取得者1名でございます。

利用権設定年月日は、令和3年2月19日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、外岡委員に着席を求めます。

(外岡健寿委員着席)

議長 事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして説

明いたします。

令和2年農用地利用集積計画書の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定の合計につきましては、田が12万5,174平方メートル、うち再設定3万2,478平方メートル、畑が4万8,678平方メートル、うち再設定1万2,418平方メートル、設定者46名、取得者23名、うち再設定の設定者14名、取得者11名でございます。

利用権設定年月日は、令和3年2月19日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第8号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料で別紙3をご覧ください。

議案第8号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和3年農用地利用配分計画書(案)について、集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定の合計につきましては、田が再設定のみで5,900平方メートル、畑が再設定のみで2万703平方メートル、設定者1名、所得者6名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権の設定年月日は、令和3年4月1日に予定されております。

農用地利用配分計画(案)の一覧につきましては、次のページから記載してござい

ます。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。

議案第 8 号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 意見なしで回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたしました。

ここで、担当課は退席いたします。

議案第 9 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号下限面積の見直しについてを上程します。事務局から説明をさせます。

事務局 別紙 4 の農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積の見直しについてをご覧ください。

このことにつきまして、水戸市においては昭和 45 年に下限面積を 40 アールに設定して以降、現在まで 40 アールのまま推移をしてきましたが、農地利用状況調査による荒廃農地の増減に伴い耕作面積も変わることが考えられるため、毎年見直しをすることとなっております。

本日の資料につきましては、2015 年の農業センサスの結果を基に、上段の表は「経営耕地面積規模別農家数」を 10 アール単位で表した資料で、下段の表は「総農家数と農地面積」の内訳を表したものでございます。ご覧のとおり、農家数 40 アール未満が 44%となっており、農地法施行規則に定めるおおむね 40%を超えております。

続いて、裏面をご覧ください。

こちらの表は、「荒廃農地に関する調査結果」でございます。農地利用状況調査の結果を勘案して、下限面積の見直しを検討するところでございますけれども、A 分類、B 分類の合計は昨年の数値と比較して約 7.11 ヘクタール増加しておりますので、農地の全体面積に比べて、下限面積を見直すまでの値ではないと思料されることから、現行どおり下限面積は 40 アールとする提案でございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 現行どおり下限面積は40アールとすることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのございますので、異議なしと認め、現行どおり下限面積40アールと決定いたします。

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号につきましても、資料のとおりでございます。

続きまして、資料の5ページをご覧ください。

報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無についてでございます。

1項、2項、3項につきましては記載のとおりでございます。

第4項につきましては、これまでも総会で何度も説明をさせていただいておりますが、「資材置場への転用で許可した」にもかかわらず、太陽光発電施設として使用している案件でございます。土地所有者は、農業委員会から農地転用許可が受けられなまま地目変更申請を法務局に行ったので、今回照会が来たものでございます。

改めて2月3日に農業委員3名と事務局で現地調査を行いまして、依然として現況は太陽光発電施設としての使用が認められましたので、非農地という状況ではありませんが、この件に関しては、今後も指導を継続しまして、所有者が所要の手続を踏まない場合には、現状回復命令の発出も予定している旨回答しております。

また、その際には皆様のご審議をお願いいたします。

続いて、報告第6号 農地改良協議に対する同意については記載のとおりでございます。お目通しください。

説明は以上でございます。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、以上をもちまして、第8回総会を閉会といたします。
慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時35分